

求人者・求職者の皆様へ

ISMJAPAN 株式会社
千葉県松戸市上本郷 4641-2

＜有料職業紹介事業＞
許可番号 12-ユ-300840
許可年月日 令和3年1月1日

当社の有料職業紹介事業における取扱職種の範囲等について、以下の通り明示いたします。

◆ 取扱職種の範囲等

【職 種】 全職種

【地 域】 国 内 ・ ベトナム

◆ 手数料に関する事項

当社は、職業安定法に基づき、以下の通り届出制手数料率等の上限を定めております。 求人者の皆様と当社との個別の職業紹介における手数料等については、別途契約書・覚書等で 定める手数料が優先されます。

求職者の皆様につきましては、職業安定法の定めにより、一切の手数料は発生いたしません。

【届出制手数料にかかる手数料表】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 500,000 円） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 500,000 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 400,000 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料に消費税は含みません

◆ 苦情処理に関する事項

苦情については、職業紹介責任者が誠意をもって対応いたします。

紹介及び採用選考の手順（求人者・求職者の情報提供、選考、採否の連絡方法、等）や当社 の業務 についての御不審な点は、お問い合わせください。

◎苦情申出先 職業紹介責任者 連絡先 090-2954-7808

◆ 求人者の情報及び求職者の個人情報の取り扱いに関する事項

職業紹介のために必要な範囲内の情報を、求人者・求職者の皆様から直接のご連絡、もしくは 求人者・求職者の皆様の同意の下でのみ第三者から収集させていただきます。また個人情報 の保管または使用は、職業紹介の目的の範囲に限られております。

当社の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。

1. 個人情報を取り扱う社内の職員の範囲は、職業紹介部門の職員とする。 個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する社内の職員に対し、個人情報の取り扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。 また、職業紹介責任者は少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講し、個人情報の 保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。
3. 1 の個人情報取扱責任者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行なうものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同様。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。 また、個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知 に努めることとする。
4. 個人情報の取り扱いに関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。 なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

◆ 返戻金制度に関する事項

当社は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又 一部を返戻する制度）を設けています。詳細は次の通りです。

1. 本業務により入職した求職者が、本人の自己都合により退職または本人の重大な過失の責により解 雇された場合には、求人者は当社に次の通り本業務の報酬の返還を求めることができる。
 - ① 入職後 1 ヶ月以内の退職：本業務の報酬の 7 5 %
 - ② 入職後 3 ヶ月以内の退職：本業務の報酬の 5 0 %
2. 但し、以下の事由に起因する場合はこの限りでない。
 - ① 就業に際する労働条件と内定時労働条件が異なった事に起因する退職
 - ② 本人の死亡等不測の事態による退職
3. 本業務により入職した求職者の退職に際し、求人者による報酬の支払前であっても、本支払いに 関わる債権債務関係は消滅しない。但し、当該求職者に係る報酬から、本条第 1 項の返還額を控 除した残額を支払うものとする。

※なお、求人者の皆様と当社の契約において、上記と異なる取り決めをする場合がございます